

てるような、要するにちょっとでも混んでるような雰囲気、平日であればそういった雰囲気を出すことも必要だと思いますので、その辺に関してもぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

観光交流センターに関しては、これから長井市で計画している施策を成功させるために非常に重要な施設となっておりますし、今以上、観光客を呼び込む施設にならなければならないと考えてますけども、その辺に関してはやっぱりいろいろと考えて、これから実行するという考え方はあるんでしょうか。

○小関秀一委員長 谷澤秀一産業参事。

○谷澤秀一産業参事 おっしゃるとおりだと思います。

行政側の取り組みとしまして、あそこの河川敷の公園の整備を今、最中であると。観光交流センターの道の駅川のみなと長井にふさわしい場所となるように、最上川の河川敷公園として整備していくと。それで、バーベキュー広場で芋煮ができるとか、あるいは芝生広場で子供たちが遊べる、そして駐車場もふだふだにとめられると、そういったところを整備しながら、287の沿線にそういった道の駅独自の特徴のあるものができることによって、呼び込む力になるのではないかなというふうに考えるものです。

今後、これまでやってきておりますフットパスであるとか、あるいは健康増進のためのウォーキングとか、そういったこともあのエリアでやれるような、あるいはまちを挙げてそういう取り組みにいけるようなことを考えていかなければなというふうに思うところであります。

○小関秀一委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 やはり河川敷に公園もできます。駐車場もできます。けれども、287から見えないので、やっぱりそれが見えるような方策を今のうちから考えてやっていかないとまったくない施設になっちゃいます。だから、そ

ういったことも今後ぜひ考えてやっていただきたいと思います。

私の質疑は以上で終わります。

○小関秀一委員長 ここで暫時休憩をいたします。再開は3時20分といたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時19分 再開

○小関秀一委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

総括質疑を続行いたします。

蒲生光男委員の総括質疑

○小関秀一委員長 順位3番、議席番号13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 9月の決算議会は私が収納率を含めた質疑を中心に毎年やっておりますので、ことしも1年に1回ぐらい質問しないと、質問の方法も忘れてしまいそうなものですから、今回も例によって質問させていただきたいと思います。

委員長の許可をいただきまして、資料を配付させていただきました。毎年ここ何年かは同じようなものなんですけれども、まずこの折れ線グラフのほうですけれども、長年、税の優等生は村山市だと私は申し上げてまいりました。その村山市と長井市の比較をしたグラフなんです。この29年度に黄色の網かけをして、赤い枠線で囲ってあるのが長井市です。それから青のほうは村山市ということで、下のもう数字が入ったほうなんですけども、市税、滞繰含む国保、この赤字が13市の中でトップになった自治体。

そして、市税現年のほうの黄色の網かけしているのがトップになった自治体ということで、市税滞繰含むのほうを見ていただきますと、長らく平成8年からずっと村山市がトップになってきて、長井市が24年からトップになったと。国保についても村山市がずっとトップで来て、長井市が28年度からはトップになったと。市税現年についても村山市、東根市が首位の座を守ってきたわけですが、長井市が平成20年、21年あたりからトップになってきたということでございます。

その裏のグラフの棒グラフなんですけど、これは市税1人当たりの不納欠損額の比較、それから収入未済額の比較をあらわしたものです。何でこんなものをつくったかという、不納欠損額はある意味、意思を働かせれば、減ったりふやしたりはできますよね。しかしながら、この収入未済額だけは意図的にふやすのとかできないわけです。一番注目しなきゃいけないのは、この収入未済額が長井市が圧倒的に少ないというところなんです。近年この収納率が上がってきたというのは、結局この収入未済額をいかに抑えるかという努力を長年してきた、その結果の数字だと。

平成16年の決算総括質疑をしたときの会議録をちょっとひもといて読みますけれども、いろいろ前段ありますが、まず13年のこのいわゆる監査意見書の指摘事項ですけれども、一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は4億8,619万8,000円で、前年度に比べて6,089万5,000円、率にして14.3%増加しているというふうに言っています。これは監査意見書の中で言うことを私が会議録で繰り返してるわけですね。不納欠損額は1,322万7,000円となっていると。税外収入もうたってるんですけども、この収入未済額が桁外れに多かったんですね、この当時。29年度の収入未済額は一般市税で3,000幾らです。もう全然桁が違くと、減ってきている

ということです。

ちなみに、12年度の比較についてもこう言ってるんですが、収入未済額2億1,629万6,000円、前年度に比べ3,612万3,000円、20%増加したと、こういうふうに書いてあるんですね。これから見れば、この長い間の取り組みの中で滞繰分を手をかけるっていうのは、これはだめだと。結果的に現年度の分の収納率が落ちてしまうので、対策にならないと。一番最初に滞繰分も手をつけたいんですけども、一生懸命手をかけたのは現年分の収納率をいかに上げるか。いわゆる現年分の収入未済額に陥るのをどうやって防いでいこうかということ。当時、目黒市長の答弁では全庁を挙げた取り組みをしたいということで、平成17年から収納率向上対策特別本部をつくって取り組んできたわけですね。18年から内谷市長に引き継がれたわけですが、こうやって結果的には長井市の収納率っていうのは非常に長井に誇れるものの一つに、この収納対策取り組みっていうのはあるんじゃないかなというふうに私は評価をしているところであります。

収納係の皆さんだけが一生懸命取り組んだっていうことでは決してないと思います。昔、携帯電話がそれほど普及してない、一般的にわっと普及する前の話なんですけども、収納係の方に携帯電話を持たせた時代がありましたね。これはやっぱり督促に行く、そうすると危険だということじゃないんでしょうけれども、万が一のことに備えて携帯電話を持たせていた、そういう時代があったはず。そういうことを経験しながら、現年度分の収納向上対策に取り組んだ結果、全体的に現年分、滞繰分を含めて収納率が向上してきたということだったんですね。

さっき内谷委員の質疑にもあったんですけども、国保についてはどうだということは、これも同じようなことを繰り返し申し上げてまい

りました。どちらかといえば市税、一般市税に最初振り向けるといいますかね、そういうことがあって国保が2番手になってしまっている嫌があったわけなんですけれども、一般市税の収納率が現年、滞繰含めて向上してまいりますと、当然のことながら、国保についてもその成績が上がっていくということだったと思います。

質疑項目に書いてはなかったかな、村山市が一番税の優等生だといってきた、長らくそういう1位を保っていたんですけども、近年は一般市税、滞繰含むでは、村山市がいつの間にかびりになってるんですね。一番下になってる、下に。この税務概要の13市の比較を見てもらえるとわかりますけれども、油断をしたわけじゃないでしょうけども、そういうことだと思う。本当に緻密に、油断をしないで努力をして継続していくということが、こういう評価を生んだと、私は評価してるんですけども、こういう数字を生んだと思っているわけなんですけど、市長の見解をまずお聞かせいただきたいと思います。

○小関秀一委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生委員からは、現在の長井市の収納率についての評価と、また今までの経過等も含めていろいろご指導いただきまして、ありがとうございます。

蒲生委員ご指摘のとおり、平成29年度は市税の現年度課税分、また2点目としては同じく現年度課税分と滞納繰り越し分の合計で、3番目は国民健康保険税の現年度課税分で、4点目としては同じく現年度課税分と滞納繰越分の合計、これら4つの収納率のいずれにおいてもおかげさまでご指導いただきまして、13市中第1位の成績となりまして、特に市税の現年度課税分と滞納繰越分の合計では県内35市町村中第1位の成績となることができました。本当にありがとうございます。

今まで行ってまいりました収納対策の総括でございますが、先ほど蒲生委員からございまし

たように、平成17年の2月に収納率向上対策本部を立ち上げまして、全管理職と税務課職員による訪問催告や口座振替のお願いなどを初めとするさまざまな取り組みを一丸となって実施していただきました。

その後、リーマンショックなどの経済の落ち込みなどもありまして、成果がなかなか上がらない状況も続いていたところでもございましたけれども、平成20年度からは住民税の特別徴収への移行について、県の西置賜税務課職員と一緒に企業訪問を行いながら取り組みまして、また平成21年度からは電話催告や訪問徴収だけでは限界があると判断し、債権の差し押さえをここから行いました。

換価する方法を取り入れた結果、高い収納率を得られるようになってまいりました。さらには納税環境を整備する納めやすい状況をつくるということでは、平成26年度からコンビニ収納も開始いたし、税務課で扱っております個人市民税を初めとする10の課目を対象としておりまして、コンビニ収納は、初めは2割そこそこぐらいでございましたけれども、平成29年度の実績では3割弱までになってきておりまして、納税者の利便性の向上が図られてきたものと認識しているようでございます。

このようなさまざまな取り組みを積み重ねた結果、県内でもトップクラスの非常に高い収納率となり、評価に値する成果を出すことができましたということで、大変うれしく思っているところでございますし、蒲生委員からもいろいろご指導いただきましたことに重ねて御礼を申し上げます。今後も収納率向上のため、きめ細かな取り組みを継続することはもちろん、さらなる納付環境の整備、事例研究などによりまして、個々の事例に応じた効率的、効果的な滞納処分の模索を図るなど、収納率が下がることのないように、さらにこの状況を維持できるように、一層の努力をしてまいりたいと思いま

すので、今後ともよろしくご指導いただきたい
と思います。ありがとうございました。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 税務課長にお伺いいた
します。

結果としてはこういう数字なんですけれども、
残った問題点というのは何か。PDCAでいけ
ばアクションですよ。これも平成16年の当時、
船山祐子健康課長に私が長井病院の未収金の問
題についてお聞きをしたときの答弁なんですけ
れども、未収金で徴収に行ったときの話をここ
で、悪質といたらよろしいでしょうか、こち
らで訪問しても犬を飼っていたり、動物を飼っ
てたりしてチャイムも押せない状況とか、車か
らおりますと犬を放し飼いにして、おどすとい
うか、そういうふうな方とか、いろいろおしま
すと。あと、酒乱であったり、とにかく物を、
お金が欲しければ物を買ってくれというふうな
形で言う人がおりますので、その方は今後とも
何回か訪問しますけど云々というふうにして
あるんですね。こういうことがやっぱり昔はあ
ったんですよ。だから万が一のときに携帯を持
たせてたっていうのもあるんでしょうけども、
今は大型犬を放し飼いにしていて近寄れないよ
うにしてるなんて人はいるかいなかい知りませ
んけれども、何かこの税務課、担当課として残
った問題点っていうのは何だと思われませんか。

○小関秀一委員長 伊藤亮一税務課長。

○伊藤亮一会計管理者兼税務課長兼会計課長 平
成16年度以降で収納率向上のための取り組みと
いうことについては、ただいま市長のほうから
お話があったとおりでございますが、私も当時
っていいですか、平成16年度から19年度まで税
務課のほうに、賦課のほうの担当でございま
したが、在籍をしております、この対策本部で
は管理職の方と私も一緒に納税者宅を訪問させ
ていただいたことがございました。

委員おっしゃるように、確かにいろいろな態

度の方、受け付けない、けんもほろろというふ
うな感じの方とか、やっぱり個性ございますの
で、いろんな態度の人がいらっしゃって、ある
意味いろいろ勉強になったなというふうなこと
を感じておったところでございます。10年以上
にわたる取り組みが実を結びまして、非常に高
い、今現在は収納率とおかげさまでなっており
ますが、これに満足することなく、非常に高い
収納率を維持して、さらに上を目指していくと
いうためには、今後残ったものというご質疑で
ございましたので、私として一番感じているの
は、納付環境のさらなる整備というのが一番初
めに上げられる課題ではないのかなというふう
に思っております。

ことしの5月からスマートフォンのアプリを
使った収納、スマホ収納を開始させていただきましたが、さらなるその整備の検討というふう
なことでは、今現在はクレジットカードによる
収納ですか、クレジット収納と。県内の自治体
でもぼつぼつと取り入れている状況にございま
す。トレンドになりつつあるのかなというふう
な認識をしておりますので、これについて情報
収集をして、いろいろ先進事例に学びながら検
討を進めたいと思っておりますのでございませ
ぬ。

あわせて、地味な話になるんですが、従来か
ら推進してまいりました口座振替につきましま
す。利用率の向上に取り組みたいというふう
に考えているところでございます。また、職員
の資質向上ですか、人材育成というのは、これ
も不変の課題といたしますか、非常に重要な課
題であるというふうに認識をしているところで
ございます。やっぱり最近、債権差し押さえなど
いろいろやっておりますし、いろいろと法令に
のっとり滞納処分の実施ですとか、あと係争
案件でありますとか、専門的知識、これが要
求される困難案件、ままたまございませぬの
で、こういった困難案件への対応のためには、
やはり常日ごろから研修会などに積極的に参
加して、事例研

究、先進事例の研究でありますとか、情報交換、これを行ってまいりたいというふうに考えているところがございます。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 引き続きよろしく願いしますということなんです。

市民課長にお伺いいたします。

長井市の国保滞納、滞繰を含めれば90.89、最下位、13市の一番下は70.79、この差を長井市の国保に当てはめて考えますと、1億2,200万円程度になるのかなと、計算上は。だから、長井市が仮に70.79なんていうことであったならば、この金額が入ってこないということになるわけなんです。そんなことではないからそれはいいんですけども、これだけの高い収納率を頑張っただけで出したということで、さっきの内谷委員の質疑にも重複するところがあるかもしれないけれども、頑張った結果、頑張りがいってというのがどういう形になってあらわれてきたかということをお答えください。

○小関秀一委員長 金子 剛市民課長。

○金子 剛市民課長 収納率の確保、向上による成果として、1つ目に、県の調整交付金、2号交付金というものがございます。これは県が定める目標収納率を超えた場合、また前年度の収納率を1ポイント以上超えた場合、こういったときに交付されるもので、平成22年から毎年交付いただいております。

交付額を申し上げますと、平成28年度は県の目標収納率を超えた分が500万円、前年度の長井市の収納率を超えた部分、こちらが300万円で、合わせて800万円。平成29年度につきましては、目標収納率を超えた部分のみで500万円となっております。

2つ目に、国の特別調整交付金、経営努力分が平成23年度から毎年交付いただいております。こちらについては収納率の確保を含む国保事業全般に対する評価によりまして、交付対象市町

村を決定しているものです。これについては平成30年度から正式運用となった保険者努力支援制度の新設により廃止となります。交付額につきましては、平成28年度が1,200万円、平成29年度が1,100万円となっております。

3つ目といたしまして、保険者努力支援制度による補助金がございます。先ほど内谷委員への答弁とも重複いたしますが、平成28年度は315万6,000円、29年度は506万7,000円、平成30年度は1,025万6,000円の見込みとなっております。いずれも高い収納率を維持している成果というふうに考えているところがございます。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 そういう意味では、私は努力は正當に評価されているんだなというふうに思っているところがございます。

山形県国保連合会の基本計画の中の6番目に収納率向上のための取り組みというのがあって、口座振替の推進、保険税、保険料の納付手段の多様化、これはコンビニ納付、電子納税、インターネットバンキングを利用したクレジットカードとか、こういったことをやったほうがいいですよってということで、データ上も口振を採用しているところが収納率がいいって結果が出てますよね。強制的に引かれるということもあるんでしょうけど。それから、インターネット公売の利用、それから収納担当職員に対する研修会の開催ということで、こういう取り組みがあるわけなんです。徴収アドバイザーの活用というのは、具体的に長井市でどのようにされてますか、市民課長。税務課長かな。済みません、税務課長です。

○小関秀一委員長 伊藤亮一税務課長。

○伊藤亮一会計管理者兼税務課長兼会計課長 徴収アドバイザーというふうなご質疑ですが、特に特定のアドバイザーというふうなことではなくて、昨年度も多数の研修会に参加させていただいております。回数で申し上げますと11回、

10回余りの研修会に参加させていただいておまして、その中で専門的な研修ということでは、やはり全国規模のセミナーであったり、東京の税務協会でありますとか、あと今納めていただいております滞納管理システムですか、そちらのほうの会社に行つての研修ですとか、あとは先ほどの質疑にもありましたが、ハードクレームの対応の研修でありますとか、そういったことでさまざまな滞納整理そのものだけでなく、多様な研修に行くというふうな方針で、繰り返しますが、10回以上研修会に参加をさせていただいているというふうな状況でございます。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 わかりました。

子育て推進課長にお伺いいたします。

税外、収入未済額ということでも別表46ページの、これは監査意見書の46ページにも載っているわけなんです、学童クラブの利用料が今度、児童福祉手数料というふうに変ったということで、ここでも若干の収入未済額なんかが発生しているわけなんです。私はこの金額の多寡よりも、私の認識では学童クラブの利用料ってというのは県内一安いというふうになんとなく認識してまいりました。そういう安い料金、おやつ代入れて5,000円ですから、にもかかわらず、そういったものが発生するということになると、事前に学童クラブの申し込みがあった際に、どういう説明の仕方をされているのかなと思うんですね。

保護者の方にきちんとやっぱり長井市の学童クラブっていうのは仕組みをご説明申し上げて、そして利用料はきちっとお支払いいただけるように努力をしていくべきだと思うんですね。これは何も学童クラブだけではなくて児童福祉費、児童福祉使用料についても同じなんですけれども、どのように行われているか、子育て推進課長からご答弁ください。

○小関秀一委員長 梅津義徳子育て推進課長。

○梅津義徳子育て推進課長 お答えいたします。

それぞれの利用料金についての保護者の皆様への説明についてですが、長井市では保護者の方が利用申し込みをされる際に、学童クラブであれば学童クラブのしおり、児童センター、保育所等であれば保育所、児童センター等入所ガイドを配付をしておまして、同時に説明をさせていただいております。その冊子の中に制度や申し込み方法の説明のほか、料金等についての説明も掲載をさせていただいているところです。

ただし、学童クラブ利用手数料、児童センター使用料が定額であるのに対しまして、保育料につきましては所得に応じて決定されるということから、保護者の皆様からのお問い合わせも多い状況があります。そのためにガイドの掲載のほか12月の翌年度の保育所入所決定通知の際と、4月及び9月の保育料決定通知の際に、保育料についての文書を再度同封し、保護者の皆様にご理解をいただけるよう勤めているところであります。

滞納を未然に防止するための現状の対策としては、1つ目には翌年度の入所決定の通知を行う前に、税務課収納係と連携をさせていただきまして、申し込み世帯の中で3カ月以上の滞納がある世帯の確認をさせていただいております。該当の世帯があった場合は、今後の納付についての相談を行い、料金を滞納しない旨の誓約書を提出していただいた後、翌年度の利用を決定をしております。

2つ目には、納入の手間がかからないように、また納入し忘れなどがないように、今、委員からもありましたように、口座振替も導入、なるべく高い率で利用していただけますように、利用決定通知書を送付する際に口座振替による納付のお願いと、口座振替依頼書を同封して、新規に入所される保護者に対しては口座振替による納入をお願いをしております。

また、納入通知書で納入される方については、口座振替やコンビニ納付を紹介するチラシなども同封をさせていただいております。平成29年度の件数ベースでは、保育料、児童センター使用料、学童クラブ利用料、全体で89.6%の割合で口座振替をご利用いただいているところです。

3つ目の対策としまして、2カ月以上の未納が発生した場合に、児童手当、児童扶養手当を受給している方については、支給方法を窓口での現金払いにさせていただきまして、税務課収納係と連携の上、納付についての面談を行い、未納分を納めていただくようにしております。

今後の対策といたしましては、来年度用の入所ガイドにさらに口座振替利用のお願いを明記するとともに、保育所等の申し込み時に記載いただく確認表というものがあるんですけども、それに同意、署名をいただいているんですが、納期限内の納付をお願いする項目を追加させていただきまして、保護者の方にご確認をいただければと思います。

また、これまでどおりになるところもありますが、市報やホームページ等に学童クラブや児童センター、保育所等の申し込み等にかかわる記事を掲載する場合は、それぞれの利用料及びその納付について、さらなるご理解、ご協力いただけるよう掲載をしていきたいというふうに考えております。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 わかりました。引き続きお願いしたいと思います。

それで、税外品目の中で、この住宅使用料について今度はお聞きをしたいんですが、私の言い方では、問題は住宅使用料だというふうに書いておりますけれども、ここに来るためにその前段があったと、こういうわけじゃないですよ。そうとられてもいいんですけど。

冒頭お断りしておきます。言い方としてちょっと辛辣な言葉を使っていますけれども、平成16

年9月、決算議会のときの会議録をずっと読み解きますと、住宅使用料の未済額は当時、910万円あるというふうに言っているんですね。ですから、それから見れば、きょう建設課からいただいた資料、これ配付してありますので見ていただくとわかるんですけども、3の市営住宅滞納繰越額、29年度で554万1,578円。平成28年に126万990円の未納欠損をしておりますので、これを足しても六百何万か。だから、当時の910万円からは額的には減っているということですので、そういうことを追加して質疑させていただきたいと思います。

当時のこの住宅使用料について、私が聞いていることに対して、当時の建設課長からはこういう答弁がありました。滞納者に対する現在どのようにしているかから、まずご説明申し上げたいと思います。

毎月納付期限までに納めていない入居者に対しましては、20日以内に督促状により期限を定めて納付するよう催告を行っております。さらに指定した期限までに納付されない場合は、建設課に出頭していただいたり、直接訪問するなどしまして、滞納への理由などを調査するとともに、納付するよう指導しております。また、納付の指導に応じない滞納者に対しましては、さらに催告書により請求を行うとともに、必要により連帯保証人に対して納付指導もしくは請求を行っているところであります。なお、長期滞納者が滞納金の納入の意思が確認された場合など、滞納金の納入について誓約書の提出の上、納付するよう指導するようしておりますが、それでもまだ滞納をしている方がおられまして、当時ね、当時、その最高額として1人の方が138万7,200円滞納してるんだと、こういうふうに言っているんですよ。

そういう対策をしてるのに、全然減ってないじゃないかと私がまた質問したらば、当時の浅野敏明建設課長が答弁しているわけなんですね。

真面目に納付をしている方を考えれば、滞納者につきましては非常に悔しい思いをしているところではありますが、特に悪質な滞納者につきましては、今後におきまして法的手段も念頭に置きまして対応をして、とにかく滞納額がふえないように、明け渡し請求などの対策を講じなければならぬというふうに考えておりますということなんですよ。

これは平成16年ですから、そこから13年たった。そのたびに変わってきたのかと。さっきの一般市税、国保のように、目で見えるような形になって変化があらわれてきたかということを考えてみると、私にはどうもその兆しが見えない。確かに未済額は減ってますが、依然としてここに540何万円があって、さらにとれないだろうと思われる金額がまだ、例えば2の市営住宅使用料、収入未済額ね、これ、退去者6名、340万568円、これはどう考えても難しいんじゃないかなというふうに思うんですね。この間、この担当部署としてはどのようにしてこられたのか、建設課長に聞くのも酷だなと思いましたので、建設参事にお伺いしますが、お答えください。

○小関秀一委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 お答えいたします。

蒲生委員おっしゃられるように、滞納整理事務の流れにつきましては、当時の浅野課長が言われたというお話と同様でございます。その中で、大口の滞納者、確かに100万円を超える方が今、2名いらっしゃいまして、それが26年以前の分ということで、340万568円となっております。

総括的なお話をまずさせていただきたいんですが、市営住宅につきましては滞納者が25名、今いらっしゃいます。既に退去した方が今申し上げました6名で340万568円でございます。残りの滞納者は、現在も市営住宅に入居中の19名、214万1,010円で、分割納付などの納付指導を随

時行っているところですが、本日現在、出納閉鎖後ということで、7月、8月の支払いということになりますが、9名の方が完済しております。その金額については50万2,000円でございます。現在は滞納のある方は10名ということになります。

市営住宅の家賃滞納の対応につきましては、平成24年度策定の長井市営住宅家賃滞納事務処理規程に基づき、滞納者に対し段階に応じて適切な滞納整理手続を行っておりますが、市営住宅という性質上、生活に困窮している低所得者であるということ、また市営住宅の使用料というのは私法上の債権であって、強制徴収の対象ではないと、そういうふうなちょっと難しい面もあるというのが事実でございます。

今後も初期段階での計画的な支払い、指導を徹底して、住宅使用料の滞納繰越額を極力減らすよう努力を続けたいと考えておりますけれども、収納率を上げていくという意味でも、先ほど出納閉鎖後の支払いが50万2,000円ありましたと申し上げましたが、そういうのを現年度で支払いされておれば、収納率は90%台に乗るわけです。そういった意識した収納業務を心がけるということも大変大切であろうと思えますし、入居者に対して、滞納者に対してですけれども、現年度の支払いを優先してもらって、その上で過年度分の滞納額を納付してもらう指導も必要と考えております。

また、県内13市における29年度住宅使用料の収納率を見ますと、70%台から90%台というばらつきがございまして、一様に滞納繰越額に苦慮しているようでございます。収納率が高い自治体の取り組みを学びながら、本市でもより実効性のある手法で対策をとってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 どうなんですかね。来年もぐんと改善して、再来年も改善して、5年

後にはこれはずっと額が少なくなるというふう
に期待してよろしいですか。

○小関秀一委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 そうなるべく、今までもそ
うだったんでしょうが、さらに努力していき
たいというふうに考えております。

既にその退去された6名の方については、20
年以上前に市営住宅を退去された方が4名お
ります。現在、所在地については私たち市のほう
で把握してございますので、定期的に文書や電
話による催告を行っております。返信がない
方については保証人に対しても催告を行って
います。

ただ、それがすぐ打開するという方向には向
かっておりませんので、特に100万円前後の滞
納者の方が2人いらっしゃいますので、その方
につきましては直接戸別訪問を行っていき
たいというふうに考えているのと、あわせて連帯保
証人の制度がありますが、その保証人の方に、
その保証人となる意味というのをご理解いた
だきまして、その責務について明確に周知、実施
していくことも必要であるというふうに考
えているところです。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 保証人の責任なんてい
うのは当たり前じゃないですか、そんなことは。
何を今さら、殊さら保証人というのはいくら
こうであるなんていうことを説明しないとい
けないなんて、そんなんで私は、この徴収が
はかどるなんてとても信じられないですよ。
保証人だって入居するときにつけてるわけ
でしょう。そのときに誰でもいいなんてい
うことではないんじゃないですか。それは保
証人も万が一の場合にはかわって自分が
債務を負担するんだという意思があつて
保証人になってるんじゃないですか。だと
すれば、こんなとんでもない滞納額が、
1人の方が、皆さんの資料にはないん
ですけども、105万2,000円、退去者
であるっていうふう

な数字が出てますけども、そんな数字に
なるわけないですよと思うんですよ。

しかもこのいつからの滞納だかとい
うと、古いのは昭和63年、金額的には
1,610円、平成元年14万円、平成2
年度12万8,080円、平成4年度
15万2,000円、平成5年度67万
8,000円、6年が63万9,000
円、もう今から十四、五年前の金額
がこれから回収できるんですか。私
はとてもそれは不可能に近いぐらい
難しいんじゃないのかなというふう
に思ってるんですよ。

そうしますと、どこかで踏ん切り
をつけなきゃいけない。ですけども、
イコール不納欠損になるということ
じゃないですよ。やっぱりいろいろ
努力をして、あの手この手を駆使
してやっていただいて、その結果、
どうにもならない場合は不納欠
損処理をして、いつまでもこうい
うぼっこをつけておかないことが
意思として必要なんじゃない
ですか。どうですか。

○小関秀一委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 お答えいたします。

市営住宅使用料につきましては、市
営住宅家賃滞納事務処理規程を
平成28年度に改正し、不納欠
損処分ができるように定めて
おります。納付指導や催告に
加え、28年度に3件分、126
万990円の不納欠損処理を
行いました。今後も開始が見
込めない住宅使用料は不納欠
損処分基準に照らし合わせて、
地方自治法に基づく議会の
議決、権利放棄になるわけ
ですが、を得て処分を行う
こととしておりますが、先
ほど申しましたが、住宅使
用料は私法上の債権でござ
いまして、消滅時効の期間
が5年でございます。本人
の時効の援用がない限り、
債権は消滅いたしません。
安易に議決による権利放棄
はせずに、債権者本人や
保証人の生存している住所
がわかるという場合に
限り、その方の逃げ得とい
うふうにはならないよう
に催告を継続してまいり
たいというふうに考
えています。ですので、
見切りをつける時点
というのは確かに必要か
もしれま

せんが、生存なさっている限りは追いかけていくということでございます。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 頑張ってください。いやいやいや、だから、この退去した6名の方について、時系列的にどのように取り組んできたか。これ報告できるようにしていただきたいんですね。その取り組み内容が、ああ、なるほどなど、確かに努力してきたなということがわかれば、これですらもちもさつちもいかない場合は不納欠損処理ということも、第96条の1を使ってね、あるんでしょうけれども、そうでない限りは安易にこの不納欠損処理をしてきれいにしろなんていう話にならないですからね。

そこでだ、入居するときに入居者が誰々だと、保証人は誰々だと、こういうふうにするわけでしょう。これ定期的に入居者に変更がないか、例えばいつの間にか人がふえてるとか、減ってるつつのがもしくはあるかもしれませんけれども、それから保証人、生存して意思がちゃんとできて、万が一の場合、かわって返済に応じますという意味が確認とれるか。これは定期的にやっぺらっぺらやるんですか。もうやっぺらなかつたとなれば、これからきちんとやるべきだと思うんですけども、それを仕組みとして、制度化して、どうでしょうか。

○小関秀一委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 連帯保証人につきましては、長井市営住宅管理条例に基づきまして、市内に居住し、独立の生計を営み、かつ入居決定者と同程度以上に収入を有する者2名を立ててもらい、入居手続の際には保証人にも同席していただき、入居者と一緒に説明を聞いてもらうようにしておりますが、入居時には収入があっても退去時には収入がない場合や、その方が亡くなっているケースも見受けられます。管理条例では、入居者は毎年度、収入申告をすることと定められておりますので、申告に来庁された際に

入居者の状況や滞納等についても確認、指導を行っております。

今後は保証人についても変更等がないかを収入申告時に確認するとともに、保証人が亡くなったり、仕事をやめた場合には必ず保証人の変更届を提出するよう、定期的に呼びかけを行うなどして後任の保証人選定を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 今、入居者何人だか私は知りませんが、確認をしましたというチェックリストみたいな、来年のこの9月議会で、そのとき私はいるかどうか知りませんよ。でも、第2の私が出るとお思いますから、そこでちゃんと報告できるようにお願いしたいと思うんですね。

市税や何かが一級品だと思っておりますけど、一方で、この市営住宅の使用料がこういうことではだめなんじゃないかなというふうに思うんですよ。一般的に市営住宅の家賃というのは、個人差も多少あるんでしょうけど、幾らぐらいになるんですか。

○小関秀一委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 ご本人の所得によっても、あと団地の場所によっても違いますが、安い方だと1万3,000円ぐらい。高くても2万6,000円ぐらいの家賃であります。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 2万円ぐらいの家賃で入居してもらっているわけですから、大多数の方はきちんとお支払いいただいているわけですよ。時々、いや、生活大変で、失業して払えなくなったということはあるかもしれませんけれども、100何万円も滞納になるなんて、これは支払う意思がないんですね、これ間違いなく。これを容認しておくというのが、一般市税で一生懸命努力しているのに、片一方でざるになるんじゃないですか。これはやっぱり現に

戒めて、そういうことのないようにしていくべきだと思うんですね。

29年度の未済額が107万1,200円というふうになって、これ、3番目でそういうふうを書いてあったんですけど、毎年この収入未済額は出てますが、29年度が107万円とちょっと多過ぎるなというふうに思ったんです。さっきの質疑のやりとりだと、後で入ってきたよという話もあったんですけど、これの実際の数字を教えてください。

○小関秀一委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 この107万1,200円につきましては、先ほど50万2,000円が出納閉鎖の後に入ったということで、これが実質と言われるかわかりませんが、50万円程度にはなっているということです。

その徴収の仕方なんですが、納付相談の際に滞納の古い年度から返済を受けている状況もあるということで、そのしわ寄せが現年度にあらわれた形になっているということもあります。生活に困窮している方が入居しているということもあって、滞納分に加えて現年度分も合わせて支払うのが難しいケースも多々見られます。今後は、まず現年度分をしっかり期限内に払っていただいて、現年度の未済額を減らすとともに、計画的に滞納分も返済していただくよう、個々の事情を考慮しながら適切に分納指導を行っていきたいというふうに考えております。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 これは事実かどうか知りませんが、家賃の督促に訪れて、そういうグループ化ができて、督促が来たぞっていう話がさっと伝わっていくと。そういうことってないんですか。例えば収納って、参事は出向かれているのかどうなのか知りませんが、根本的にそういう、本当に生活困窮で家賃も1万3,000円か1万8,000円か、2万円か知りませんが、一般のアパートから比較すれば半分以下ですよ

ね。それも支払えないほど生活困窮だったら、そのほかの手だてがあるじゃないですか。

それから、場合によっちゃ、いや今月とても大変で、来月になったら何とか払えるからとかっていう、そういう分納の相談もあるでしょうし、さまざまな方法あると思うんですね。ですけど、どう考えても支払いから逃れている。電気や水道ならば無条件でとめられるから、これは払わないわけにはいかない。しかし、家賃は来ても居留守を使えば免れられるなんていうことがあっては、私はいけないんじゃないかなというふうに思うんですね。

根本的にやっぱり収入未済額に発展する、いわゆる滞納繰り越しがふえてくるような仕組みをなくすような制度に変えていくべきだと思うんですよ。それは基本的に忠実であれっていうことなんじゃないでしょうかね。例えばさっきも言いましたけども、入居者、2人なら2人、3人にふえたならふえたように届け出をしてもらって、定期的に保証人の意思も確認をして、そしてその滞納を未然に防ぐようなことを地道に努力をしていくことによって、国保とか一般市税のように、私はそういう額が減っていくんじゃないかなというふうに思っているんですけど、ぜひこれをやっていただきたいと思うんですけど、もう一度お願いいたします。

○小関秀一委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 蒲生委員おっしゃられるとおり、旧態依然のままでこういう業務をしていると同じということもございますので、いろいろな計画的な徴収を心がけて、ぜひ滞納額を減らしていきたいというふうに考えております。

○小関秀一委員長 蒲生委員に申し上げます。時間が押しておりますので、まとめて。

○13番 蒲生光男委員 いや、もうあと終わりだから。

○小関秀一委員長 はい。

○13番 蒲生光男委員 市長にお聞きして終わ

りなんです。総括していえば、この住宅使用料に関して、定住促進住宅でもまだ未済額が発生してきているわけなんですけども、根本対策が弱いんじゃないかと、こういうふうに思っているわけなんですよね。

それで、決算審査意見書にも出てこない。データでは出てますけども。それで、産建委員長に聞いたら、その説明もなかったっていうんで、私が言うしかないかなということなんですけども、この対策を特に市長としてどのようにこれからしていくかということを最後にお聞きしたいと思います。

かつて私がハイマン電子にいたときに物品税の監査を仙台国税局から来て、1週間社長室に缶詰になって受けたことがあります。そして、一番注視されたのが、この台帳とかに鉛筆で走り書きしている、いわゆる原始記録ってやつですね、とかって、いろいろつつつかれてえらい目に遭ったことがあったんですけども、最後に講評の中でこう言われました。物品税の監査、物品税の税目を扱ってる、品物を扱ってるわけですよ。その当時は福島のカヤノンでカメラの本体をつくって、そこで物品税を納めるので、ハイマン電子、時庭では納めなくていいよという税申告をしなきゃいけないんですね。

そういうものを扱っているときに、その知らないでは済まないんだと。知らないがゆえに犯した罪は、これは無知の過失というんだと、こう言われたんですよ。だから、その職務上、遂行するに当たって必要な知識っていうのは、いわゆる教育とか何かによって、やっぱりやっていただく必要があるんだなというふうに思うんですけども、最後に市長の考え方をお聞かせください。

○小関秀一委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 先ほど建設参事のほうからいろいろ決意も込めて答弁をさせていただいたわけですが、もともとは3年ほど前に不納欠損の決

裁が来ました。それは下水と水道も合わせて、別々だったんですけど、これだめだと。何でこんな状況で、議会に議決認めてもらってチャラにするのはだめだと。本当にきちんとやってるのかと、努力したのかということから、今回いろいろ建設課のほうでも反省して、いわゆる先輩方がずっとやってきたのを踏襲してやってるわけですね。

ですから、自分がその担当の係であっても、前年踏襲で今までやってきたことをずっとやってれば、やがて自分は担当でなくなればそれで終わりっていうふうに、ちょっとたまってきたから、じゃあ決裁もらって議会に認めてもらってチャラにしましょうと、そんな甘い考えではだめだよと。

ただし、市営住宅についてはやはり生活支援ということでの住宅だから、そこは最大限注意しなきゃいけない。そんな中で、青木参事からありましたように、もう何十年も前なんですけども、ちゃんと居場所がわかっている方がいるので、その方についてはやっぱり払ってくれる方もいらっしやると。6人のうち1人、2人、払ってくださる、少しずつ。だからこれからもやりたいと。

あと、いろいろなことを建設課なども検討して、今後そういうことのないようにしたいと。ただ、保証人をもっと当たったらいいんじゃないかと。保証人は、今までの踏襲で催促したことないんだそうです。文書だけなんだそうです。保証人からもらえればいいんだよと何回か言って、だめなときは保証人からいただくっていうことで、実際、保証人にお願ひすれば払ってくださる方もいらっしやると。そうすると、やっぱり本人も払わなきゃいけないという反省が出てくるからということで、今後いろいろ取り組んでいくつもりです。

ただ、これやっぱり住宅って最後の、住まいですからね、そこは慎重にしながら、やっぱり

払っていただくほうに、そういった仕組みづくりを検討していきたいというふうに思います。

○13番 蒲生光男委員 終わります。

散 会

○小関秀一委員長 本日はこれをもって散会いたします。再開については、あす午前10時いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 4時19分 散会